

# その他

提案事項名	該当頁
1 - 被災者生活再建支援制度の適用要件の見直し、応急仮設住宅の入居期間延長	1
2 - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に、「認証証明書」発行の権限を与えて頂きたい。	1
3 - イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	2
4 - 資格者代理人である行政書士(制度)を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること	2
5 - 資格者代理人である行政書士(制度)を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること(封印制度に関する現行通達の見直し等)	3
6 - 監理技術士の確保	3
7 - 住民票、戸籍謄本等に係る郵送請求実務に関して地方自治法施行令の見直し	4
8 - 国のリース契約の長期継続契約化について	4
9 - 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免について	5
10 - 登録自動車のナンバープレートについて	5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	10月24日	12月24日	被災者生活再建支援制度の適用要件の見直し、応急仮設住宅の入居期間延長	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援制度の適用に関しては、被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯も対象とするなど柔軟な制度となるよう見直すべきである。</li> <li>応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度を見直すべきである。</li> </ul> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の適用要件は、全壊戸数が市町村の規模に応じ一定の戸数に達することになっている。このため、同一災害においても市町村単位で適用に差が生じていることから、不均衡がないよう見直す必要がある。また、現在適用外の半壊世帯・床上浸水世帯についても復旧に多額の経費を要するため、対象とする必要がある。</li> <li>激甚災害に指定された大規模災害の被災者は生活再建に時間を要するため、入居期間内(2年間)では退去が困難な状況にあり、被災地域の実情に応じて、制度を見直す必要がある。</li> </ul>	熊本県	国内閣 交通省
2	10月25日	12月24日	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に、「認証証明書」発行の権限を与えて頂きたい。	<p>認証機関に変更が生じ、変更後の内容について確認・証明が必要な場合について</p> <p>提案理由</p> <p>各種登録許可認可においては、その許可等を持つ証明として、「許可証」「通知書」が発行される。また、変更が生じた場合には、許可証については再発行(書き換え)、通知書においては「証明書」の発行がなされるケースが多々見受けられる。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律においては、「認証通知書」が発行されるが、法に寄る規定がないため、変更が生じた場合においても「証明書」は発行されない。</p> <p>認証を受けた法人においては、代表者並びに住所の変更は当然に起こりうる。当該法人が認証を得ていると公的に周知させるために、通知書と変更履歴が分かる登記簿謄本等を併用することが考えられうるが利便的ではない。また、解決サポート(HP)に変更後の内容が掲載されるとしても、全ての者がHPの閲覧環境になく、また、日本語記載しかない。認証機関利用者が、認証機関につき公的な証明を求めることは希ではない。</p>	個人	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	10月31日	12月24日	イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定	<p>(具体的内容)</p> <p>現状、自動車盗難対策として、最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具を業務その他正当な理由による場合を除き、所持することなどを制限することにより、自動車の盗難防止等を図る。</p> <p>(理由)</p> <p>自動車盗難は、それ自体国民の安心・安全な生活を揺るがすものであるが、盗難車両を用いた二次犯罪の発生や反社会的勢力および不良外国人の資金源になるなど、派生する問題も深刻である。自動車盗難認知件数は2003年をピークに減少傾向にあるものの直近では増加に転じており、また、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた新たな盗難手口が増加している。現在このような器具の所持に対しては規制がなく、インターネット上で簡単に購入できるため、広く流通するに至っており、このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。従って、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(いわゆるピッキング防止法)の制定経緯を踏まえ、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。既に愛知県では、改正「愛知県安全なまちづくり条例」を平成25年7月1日より施行し、このような器具の所持規制を行っているが、同年8月には最初の逮捕者が出るなど既に規制の効果が現れている。この取組みを全国レベルで行うべきである。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	警察庁
4	10月31日	12月24日	資格者代理人である行政書士(制度)を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること	<p>自動車の封印制度は、甲種、乙種、丙種及び甲種の再委託の4種があるが、甲種の再委託である行政書士の出張封印制度は、その責任において施封できる範囲が極めて限定されており、依頼者である国民からの不満が非常に大きくなっている。</p> <p>行政書士は、他人の依頼を受け官公署に提出する書類の作成及び手続きの代理を主な業務としており、施封できる範囲を限定されたままでは、行政書士法の要求している「国民の利便に資する」こと、また国の施策である「申請者負担の軽減」という趣旨に十分に答えることが出来ない状況にある。依頼者(自動車ユーザー)である国民の要望に広く応えるため、申請者の代理人である行政書士(制度)を更に活用して、封印制度の拡充を図るべきである。現在、行政書士ができる出張封印の範囲は以下のとおりである。</p> <p>「甲種受託者と封印取り付け代行の契約を締結した者(行政書士)が依頼を受けた登録申請手続きに基づき行われた変更登録及び移転登録(業としての自動車の売買に係るものを除く)であって、管轄変更を伴うものにより変更される自動車登録番号標への封印取り付け」、その後「ご当地ナンバーへの変更、OSSによる新規登録に伴う自動車登録番号標への封印取り付け」だけが可能となっている。</p> <p>しかし、申請者である国民からの依頼による自動車に関する手続は多岐に亘っており、現行の制度下では、ユーザーは使用の本拠の運輸支局等において、定められた表示の封印(道路運送車両法施行規則第8条)をしなければならず、一部の手続きを除き、ナンバーが変更されるたびに自動車を封印場に持ち込んで封印する必要が生じる。この自動車を持ち込む間の交通事故の危険性、CO2の排出、ガソリン消費、人的な労力等が重なっており、社会生活上のトータルで見れば、多大な経済的ロスと環境への負荷増大を招いていることになる。現行の封印委託に関する状況は、甲種を除き乙種・丙種いずれも登録義務者である自動車業界の利便向上には寄与しても、登録権利者である国民の利便向上・負担軽減には直接結びついていない。</p>	日本行政書士会連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	10月31日	12月24日	資格者代理人である行政書士(制度)を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること(封印制度に関する現行通達の見直し等)	国土交通省は、封印制度に関する現行の通達も含めて見直し、行政書士法の目的である「国民の利便に資すること、また国の施策でもある「申請者負担の軽減」という趣旨に則り、「自動車の登録業務に精通した行政書士が、他人の依頼を受けて行う自動車の登録手続きに伴う自動車登録番号標への封印の取付け」が可能となるようにすべきである。 こうすることによって、自動車ユーザーは自動車を保管場所等に置いたままで、資格者代理人によるナンバーの取付けと封印が可能となり、その利便性は著しく向上し負担も軽減されることとなる。	日本行政書士会連合会	国土交通省
6	10月31日	12月24日	監理技術士の確保	○建設業法における監理技術者配置の条件である下請金額下限の引き上げを要望する。 ○1級電気工事施工管理技士の受験資格である実務経験年数の縮小を要望する。	民間企業	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	10月31日	12月24日	住民票、戸籍謄本等に係る郵送請求実務に関して地方自治法施行令の見直し	<p>住民票、戸籍謄本等を郵送請求する際の手数料の支払いについては、小切手(具体的には郵便定額小為)および、国債、地方債を使用することができるが、これに郵券(郵便切手)を加えること(支払いおよび、おつりとして返送する際)を地方自治法施行令の規定に明記して頂きたい。</p> <p>提案理由としては、現行では住民票、戸籍謄本等を郵送請求する際の手数料の支払いについて地方自治法施行令第156条に定めるうち、郵便定額小為替が一般的に多用されており、この郵便定額小為替は、2007年10月1日の郵政民営化に伴って、発行手数料が10円から100円に値上げされている。また、郵便定額小為替の定額は50円、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円であることから、戸籍謄本で多く定められている役所側の手数料450円を郵便定額小為替で納付する場合、「400円+50円+手数料200円」あるいは、「500円+手数料100円」ということになるが、本施行令ではさらに「納付金額を超えないものに限る」と規定されていることから、役所によっては、後者の支払い方法を禁止している例も多く、逆に後者を認めた場合でも、役所側が50円の郵便定額小為替を大量に用意しなくてはならなくなる。かといって前者の方法では450円の手数料を支払うために200円もの郵便局発行手数料を支払わなければならない、国民の負担は大きいといえる。</p> <p>そこで、郵送請求する際および、役所側がおつりとして返送する際、正式に郵券(郵便切手)を使用することができることを明記する方が行政事務の円滑化および、国民の負担の軽減化が図れると考える。</p>	個人	総務省
8	10月31日	12月24日	国のリース契約の長期継続契約化について	<p><b>【内容】</b></p> <p>○国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>○リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>○現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。</p> <p>○国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</p> <p>○「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>	公益社団法人リース事業協会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	10月31日	12月24日	放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免について	<p>【内容】</p> <p>○レンタカー会社に対する使用責任の減免措置を講じること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○平成18年6月の道路交通法改正以降、レンタカー利用者により放置違反金が支払われない場合、車検証上の使用者であるレンタカー会社に納付命令が下されることになったが、「逃げ得」意識を助長しており、レンタカー会社に対する使用責任追及について減免措置を講じるべきである。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁
10	10月31日	12月24日	登録自動車のナンバープレートについて	<p>【内容】</p> <p>○行政書士による変更登録の出張封印を可能とすること。</p> <p>○移転登録時に旧ナンバープレートを後返納の運用とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○自動車交通局技術安全部管理課長通達「甲種受託者による出張封印について」において、運輸支局により解釈が異なっているが、行政書士による変更登録の出張封印は可能との解釈で全国的に統一するべきである。</p> <p>○現在、移転登録時の旧ナンバープレートの扱いについて、各運輸支局により運用が異なり、関東では新ナンバーが先に交付され後返納が認められている一方、関西では旧ナンバーを返納してから新ナンバーが交付される。関西における運用では、車両にナンバープレートが付いていない期間が発生し、所有者が車両を使用できない期間が生じるため、全国的に後返納の運用とするべきである。</p>	公益社団法人リース事業協会	国土交通省